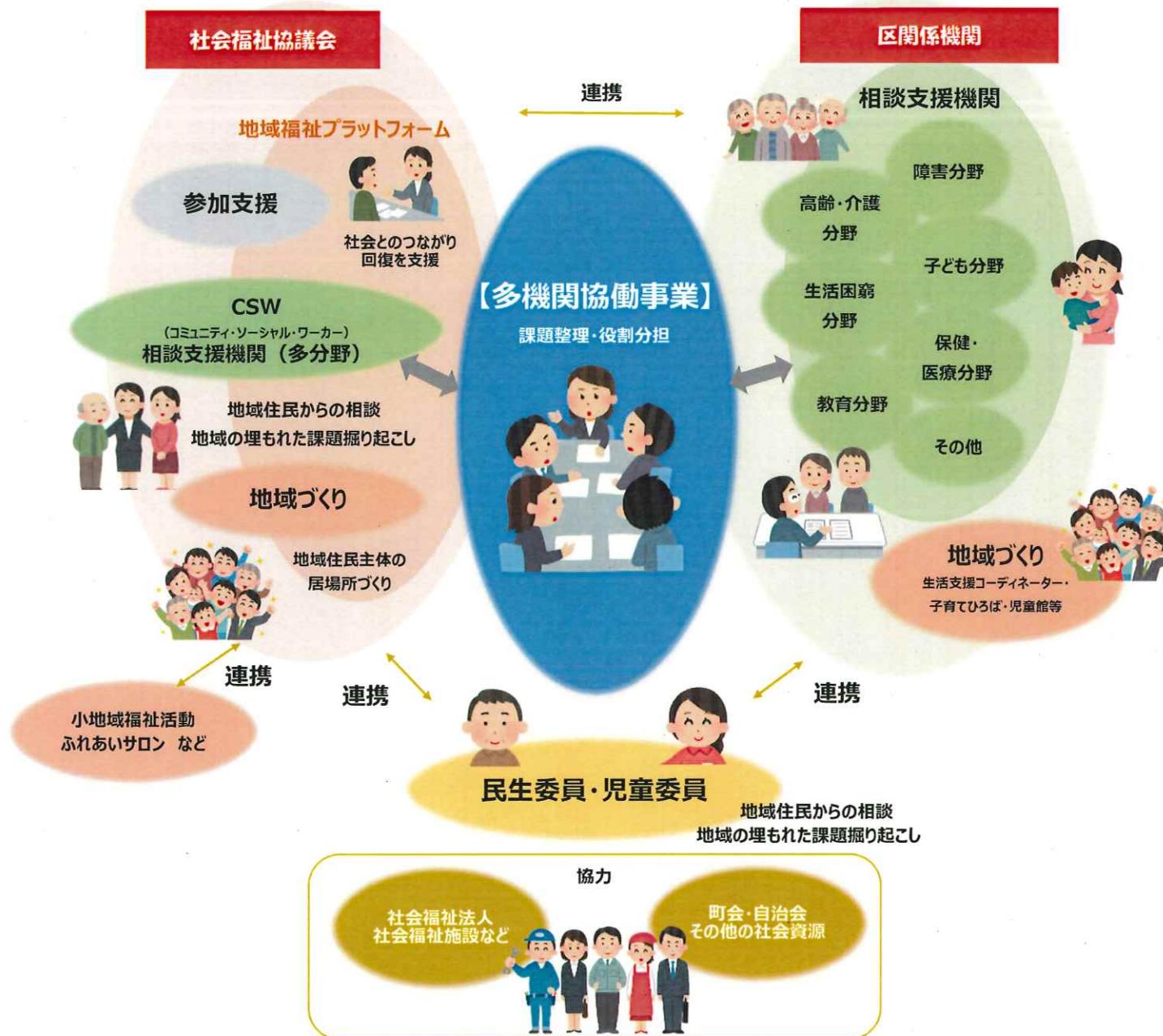


包括的支援体制の整備について

(重層的支援体制整備事業の活用)



地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



社会福祉法改正

【平成30年4月施行】

包括的支援体制を整備することが、市区町村の努力義務となる。

【令和 3年4月施行】

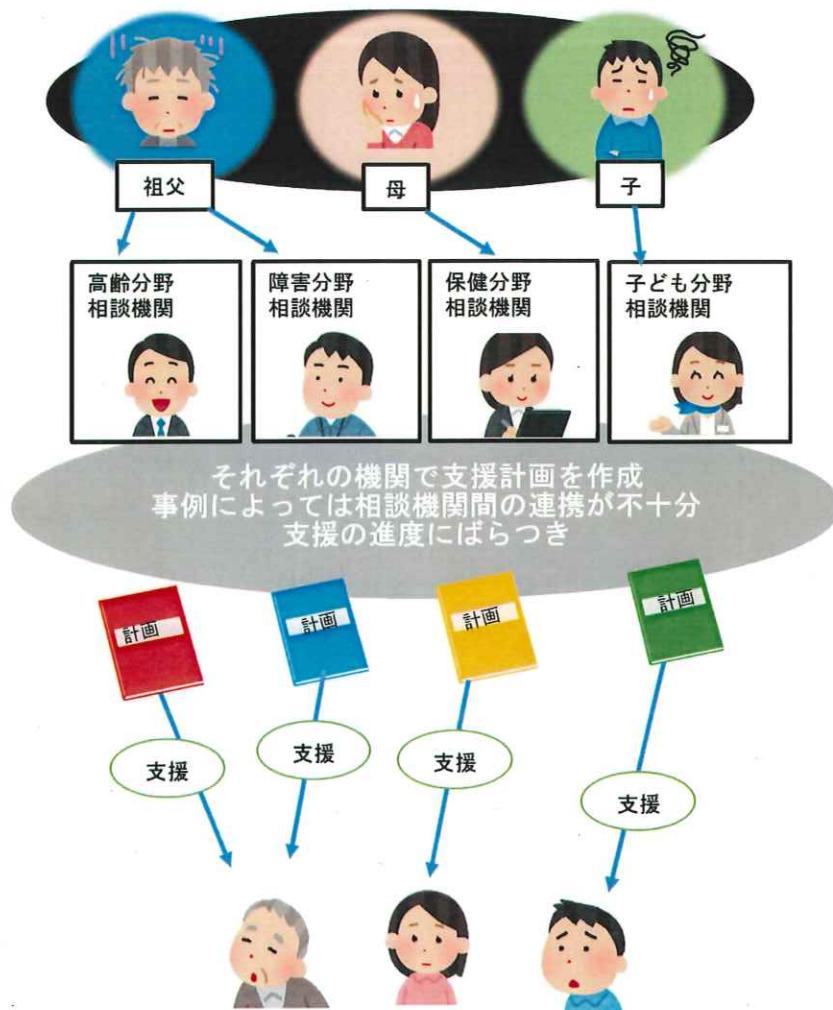
市区町村がそれぞれの実情に応じて包括的支援体制を整備するための新事業を創設するべきとの方向性が示され、「重層的支援体制整備事業」が創設された。

墨田区の包括的支援制整備

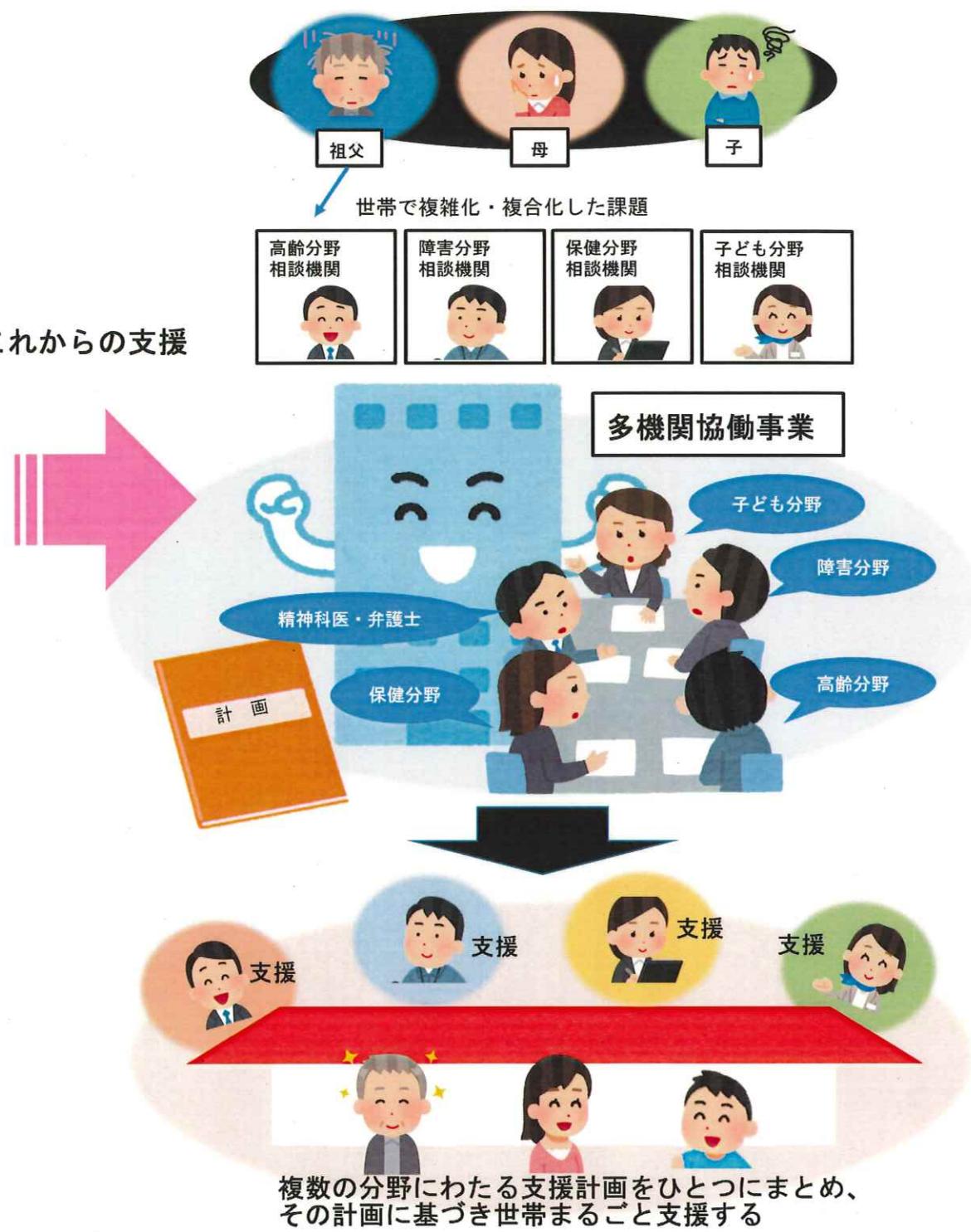
包括的支援体制を整備するため、「重層的支援体制整備事業」を活用します

- 1 包括的相談支援事業
- 2 参加支援事業
- 3 地域づくりに向けた支援事業
- 4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- 5 多機関協働事業(支援プランの策定)

現在の支援



これからの支援



重層的支援体制整備事業にかかる財政措置について

重層的支援体制整備事業の創設について

- 住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の高齢者、障害者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、属性毎に区切られた支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難となっている。
- 市町村では、属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度における国庫補助金等の目的外使用との指摘を避けるために事業実績に応じた経費按分が必要になるなど事務負担が課題となっていた。
- そのため、複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ相談支援」、「Ⅱ参加支援」、「Ⅲ地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設する。
- 重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、さまざまな課題を有する者の支援について、市町村が創意工夫をもって円滑に実施できる体制を整備するため、従来、各分野毎に行われていた相談・地域づくりに関連する事業にかかる補助を一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」を交付することとする。

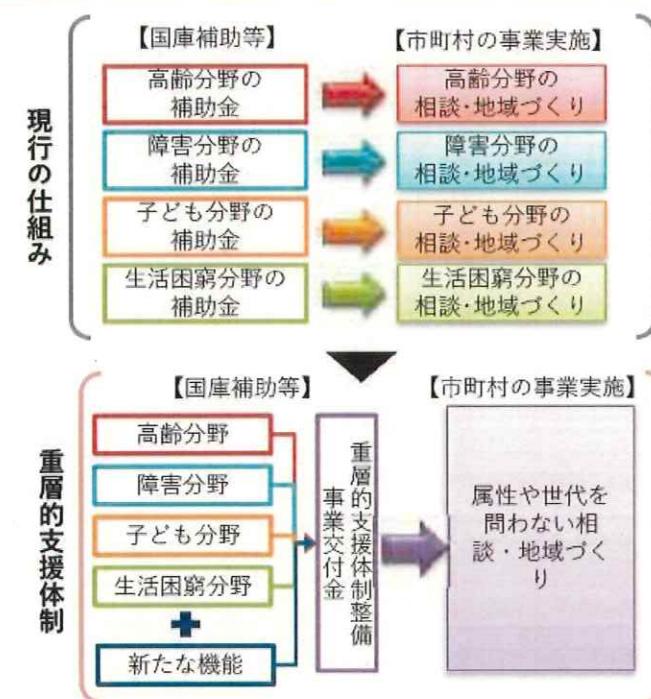
重層的支援体制整備事業交付金について

- 「重層的支援体制整備事業交付金」については、
 - ① 介護、障害、子ども、生活困窮の分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業(※)の補助金を一体化するとともに、
 - ② 参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能を追加して一括して交付する。

※ 相談支援:【介護】地域包括支援センター、【障害】障害者相談支援事業、
【子ども】利用者支援事業、【困窮】自立相談支援事業
地域づくり:【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
(通いの場を想定)、生活支援体制整備事業、【障害】地域活動支援センター事業、
【子ども】地域子育て支援拠点事業、【困窮】共助の基盤づくり事業

- 既存事業分について、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様とする。

※ 新たな機能分にかかる補助内容は、今後、予算編成過程において決定していく。



地域共生社会の実現をめざします！

包括的支援体制整備事業

※赤枠内高齢者支援総合センターに関する限り

